



農委
だより

京田辺

第56号 平成22年 3月発行 編集・広報アイデア委員会 発行・京田辺市農業委員会（京田辺市田辺80）



目次

1面 ◆ 目次

2面 ◆ 人気の「かき餅」づくり

3面 ◆ 農業委員会で市産業祭に出展しました
なくそう農地の無断転用

4面 ◆ 農地の権利取得を
される方へ

◆ 相続等により農地を取得された方は届出が必要
◆ 相続税の納税猶予を受けられる方へ

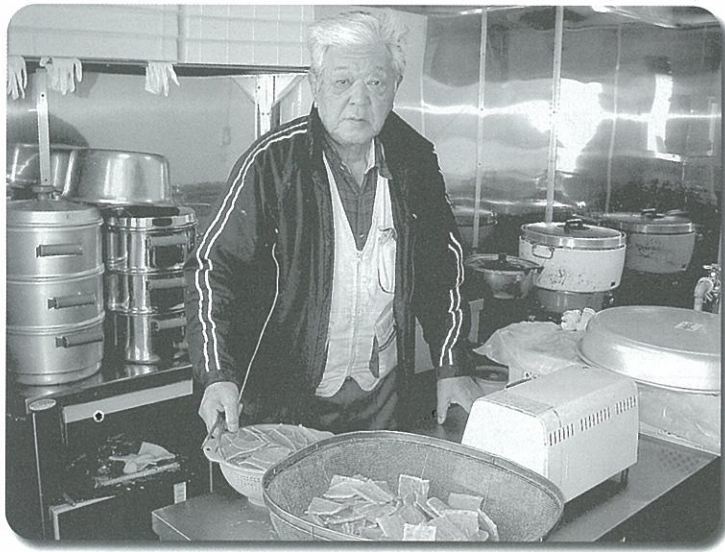
◆ 農業者年金に加入しましょう

◆ 個別所得補償制度が始まります

5面 ◆ 安心貸し借り
活き活き農業

6面 ◆ 農家の声
「新規就農して」





人気の「かき餅」づくり

(三山木 中川 元次氏)

食の安全が騒がれる今日、有機肥料を使ったこだわりの餅米を育苗から収穫まで行い、添加物なしの安全で美味しいかき餅に加工し、山本区の朝市で販売するまでの全工程を手がけておられる中川元次氏に話を伺いました。

春には餅種の播種から始まり、田植えから水田管理や収穫までは家族と作業を行います。収穫後は精米した餅米を保管しながら順次

かき餅にしていきます。

山本駅朝市会加工場で餅つきをして五日ほどしてから包丁で切り、小屋の乾燥棚で約二十日ほど乾燥します。その際直射日光や直接風が当たらないようにするのが大変です。置き場を変えたり敷いているむしろを交換したり調整するのが難しいです。干しすぎると膨らまず、早すぎるとカビが生えるので、乾燥する時間を変えて対応します。気温が高くなるとカビが発生しやすくなりますので、

作業は十二月から二月くらいに行います。

こうしてできたかき餅の素を醤油ベースの秘伝のタレで焼いたものと、油で揚げて何種類かの塩を混ぜて味付けしたものと二種類の商品に仕上げます。

昔はそれぞれの家庭で作られていましたが、今ではすっかり少なくなりました。現在の大量生産・大量販売と違い、手間暇かけて作られたかき餅はより美味しいと山本駅朝市会で好評を博しています。

このように農産物も加工するなどの付加価値を付けて販売すると価格が四〜六倍にもなり利益に繋がります。最近では口こみで直接買いに来る人が増えてきているとの事です。農産物を加工し特産品に育てていく事は、今後の農家の取り組みとして必要ではないでしょうか。





NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業

新聞

週刊 金曜日発行
月600円、年7,200円
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
■発行所
全国農業会議所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34M Tビル
電話 035251-3910
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

●担い手に役立つ情報が満載

●週刊なので読みやすく負担が少ない
※お申し込みは農業委員会事務局まで

農業委員会でも産業祭に出展しました

昨年十一月二十二日に開催されました京田辺市産業祭に農業委員会として出展し、活動PRを兼ねて昨年解消した耕作放棄地で収穫した材料で作ったもちや米粉を販売しました。例年より人出は少なかつたにもかかわらず用意した商品は昼前に売り切れるほど好評でした。またその場でついたもちに抹茶を混ぜて振る舞ったオリジナル抹茶もちは直ちになくなり、口々においしいと言ってもらいこちらも評判は上々でした。

本年一月には新たに大住地区で地元農業組織が一丸となって、約三反の耕作放棄地を解消し、春に植え付けの予定です。



土地を守り
有効利用
するために

なくそう農地の

無断転用

農地の転用には許可が必要です

(市街化区域内は届け出)

◎農地転用とは

農地を住宅、工場用地、道路、山林などの農地以外の用途に転換することです。

①対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。

地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性が有る限り農地です。また、地目が農地でなくても肥培管理がされていれば、農地とみなされ、転用には許可が必要です。

②一時的な農地転用にも許可が必要です。

③無断転用(許可を得ない転用)には、厳しい措置が講じられます。

許可を得ない転用者には、都道府県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることもできます。これに従わない場合は、最高三年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処されます。

※農地転用の手続きについては、まず事前に農業委員会に相談を！

農地法の許可申請は、毎月二十日がメ切です。

二十日が土・日・祝日の場合は、その前日がメ切日になります。

市街化区域内の農地の転用届出は、随時受付します。

農地の権利取得をされる方へ

昨年(2019年)の12月15日に農地法が改正され、これまで都道府県知事が定めていた別段の下限面積を農業委員会で定め公示することになりました。京田辺市農業委員会では11月の総会で決定し、農地法改正と同時に別表のとおり公告しました。

適用区域	面積(単位:アール)
全域	30

相続等により農地を取得された方は届出が必要です。

農地法の許可を受けずに農地を取得した人は、農業委員会に届け出をして下さい。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。



相続税の納税猶予を受けられる方へ

農地法改正にあわせて相続税の納税猶予の取り扱いが変わりました。

●市街化調整区域で納税猶予を受けられる場合は期間が終了となりました。

●市街化調整区域の農地を農業経営基盤強化法(流動化)に基づき人に貸しても、納税猶予は打ち切られなくなりました。

※すでに貸している農地は対象となりません。

※農業倉庫等が建っている部分は面積から除外して申請してください。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金の魅力

- ① 国民年金第一号被保険者で六十歳未満の農業従事者なら誰でも加入できます!
- ② 月二万円〜六万七千円の間(千円単位)で保険料を決められ、いつでも見直しできます!
- ③ 積立方式なので支払った保険料は将来自らの年金給付に使われる安心な公的年金です!
- ④ 年金は六十五歳から生涯受け取れます! 仮に八十歳までに亡くなっても死亡一時金として支給されます!
- ⑤ 支払った保険料は社会保険料控除の対象となり、年金も公的年金控除の対象になります!

個別所得補償制度が始まります

4月からモデル事業として水稻共済に基づき、水稻作付け面積に対して所得補償が行われます。交付金を受け取るには手続きが必要となります。

ご相談は近畿農政局

(☎075-366-0117) へ。

安心貸し借り活き活き農業

農地の貸借を進めます 利用権設定の促進

◎農地の貸し借りが安心してできる利用権設定（農用地利用集積計画）

① 利用権設定（農用地利用集積計画）とは、「農業経営基盤強化促進法」という法律に基づく農地の貸し借りで、貸し手は、約束の期限がくれば、離作料を支払う事なく農地を確実に返してもらえ、一方、借り手は、期間中は安心して耕作ができる、農地の貸し借りが安心してできる制度です。農業委員会の決定を経て市町村が公告します。

② 利用権設定の方法

貸し手・借り手の話がまとまれば、「利用権設定申出書」（市農業委員会にあります）を市農業委員会に提出して下さい。後日、契約書を送ります。

③ 相談の窓口

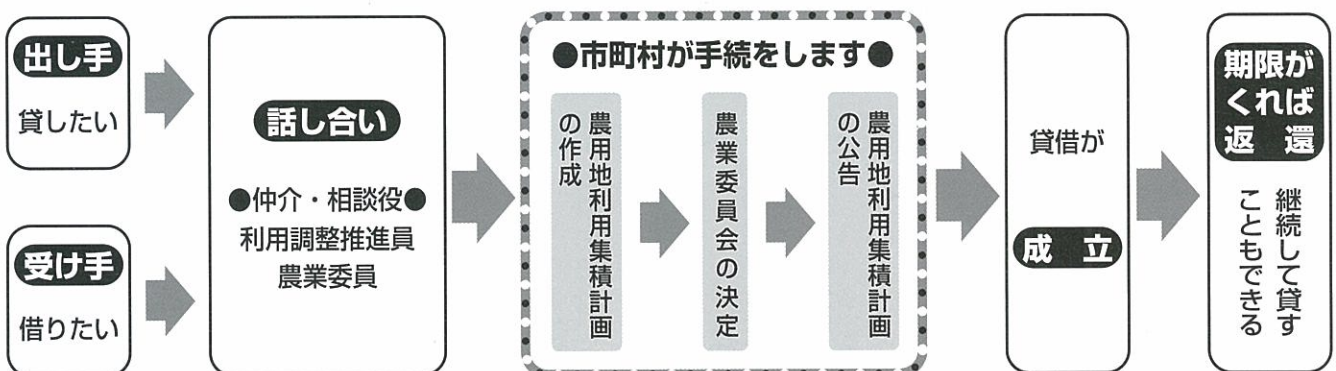
地区の利用調整推進員（農業委員等）は、まとめ役ですのでお気軽にご相談下さい。



※次の土地、人は利用権の設定はできません。

- (1) 市街化区域内の農地
- (2) 小作地
- (3) 売買等の登記の未登記の農地

利用権設定等促進事業の流れ



農用地の流動化を進めています



農家の声

新規就農して



サラリーマンを早期退職され、京都府主催のチャレンジ塾で2年間研修を受け、去年新規就農されました京田辺市田辺にお住まいの小林喜春さんにお話を伺いました。

① 就農のきっかけとなった事は何ですか？

第二の人生を考える年になり、子供心に感動した収穫の喜びを伝えてくれた農業をと考え、資料を取り寄せて京都府の新規就農支援体制が整っていることや地元農家の澤田さんのご支援もあり、新規就農する決心がつかれました。

② 実際に就農してみているいかがですか？

結果がすべて自分にかえってくる面白さもありますが、不安なことも多いです。しかし計画を立てやってみて、その事をチェックし改善を加えるなど自ら意志決定を求められるということは、前職の経営に通じるものです。

③ 今後の抱負は？

年間を通じた栽培体系を確立し、技術向上と収益を確保できるようにしていきたいです。同時に農業を通じて仲間を増やし、健康で明るいゆとりある人生を過ごしたいと思っています。

④ これから農業をやってみたい人や農業に興味のある人へメッセージをお願いします

農業とは農地で生産した作物を商品として販売し、その収益によって生計を立てていかなければならないので、信念と努力が必要不可欠です。何を作ってどう販売するのか、周知な計画と確固たる意志がなければ新規就農は果たせません。しかし農業を通しての人とのつながりや努力が報われる収穫の喜びは何事にも代え難いものです。